

**「千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）」  
に対する意見の概要と市の考え方**

No	意見の概要	市の考え方	修正
1	<p>千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）及び千葉市工場等緑化推進要綱の改定については賛成。</p> <p>しかし、千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱が改定されなければ意味がないと考えるので、千葉県と歩調をあわせていただきたい。</p> <p>また、千葉県及び千葉市の要綱で、「なお、将来において総緑地率を事業敷地の内外で 20%以上とするよう努めることとする。」と記載されており、規制がかかっているととらえるので、削除願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>要綱の改定については、千葉県と連携を図って進めて参ります。</p> <p>また、今回、一部地域につきましては、基準の緑化率を緩和しますが、本市の基本的な緑化施策としては、緑と水辺のまちづくりを目指しておりますので、工業系の用途地域についても、将来的には 20%の緑化率を確保していただきたいと考えております。そのため、要綱には、「将来において緑化率が 20%以上となるように努めることとする。」と現行どおり、記載いたしますので、ご理解下さる様、お願い申し上げます。</p>	無
2	<p>工場内緑地は、ある意味公園と同じ存在効果が認められると考え、工場から排出されるガスなど、環境負荷を和らげる緩衝地帯が減ることは相対的に存在効果が薄れると思われる。緑地面積を減らすことにより、地域の治安悪化、工場地域内の気温調整・騒音振動調整機能の低下等、悪影響が懸念されるため、反対する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>環境規制の強化や公害防止技術の向上等により、工場が環境に与える影響は確実に低下しています。また、今回引き下げを予定している地域は、湾岸の工業系用途地域に限定しており、基本的に道路等により住宅地と工場群が明確に分離されていることや、工場群の先が海であるという地域特性を勘案し、住環境の悪化の懸念は小さいものと考えます。</p> <p>なお、今回の条例改正は、県内における臨海部の企業の生産停止・縮小の動きが相次いでおり、今後、千葉市内へ波及する恐れがあることから、企業の立地や追加投資の障壁を取り除くことによって雇用の確保・創出を促し、市内経済の活性化を図り税収を確保するためのものがございますので、ご理解下さる様お願い申し上げます。</p>	無

3	<p>緑地面積が緩和された分を生産設備に転用できるのでメリットがあると考え。一方で、京都議定書による温室効果ガス排出量について、東日本大震災以降増加していると新聞に記載されていた。今回、一旦緑地面積率が緩和されたとして、温室効果ガス排出量の影響で緑地面積を増やすことがなければ良いと考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  頂いたご意見を参考に、庁内関係部局と情報を共有した上で、施策立案に努めてまいります。</p>	—
4	<p>緑地面積率が緩和されることにより、敷地の有効活用が図ることができる。また、食品会社において、緑地は鳥・虫等が集まる要因となり、緑地を減らすことによって食品の安全に対するリスクを減らすことが出来ると考えられる。また、新港地区に食品企業が進出すれば、企業間の相乗効果が期待できると考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  頂いたご意見を参考に、市内経済活性化に向けた施策立案に努めてまいります。</p>	—
5	<p>新港地区において敷地に余裕がない企業協同緑地事業に参加することにより、緑化の推進を進めてきた。しかし、高度経済成長に伴い、年々、輸入・生産量の増加することにより敷地内の新・増設に苦慮し、他工場を利用し対応してきた。緑地率の緩和は新たな設備投資や就労人口の増加で新港地区の活性化を図ることができるため、是非改正をして頂きたいと考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  頂いたご意見を参考に、市内経済活性化に向けた施策立案に努めてまいります。</p>	—
6	<p>京葉工業地域から大手企業が撤退し始めている中、工場立地法は制定から時間も経ち、今の状況にマッチしているとは思えない。環境は随分と改善されていると思われ、その時代に合ったものに変えていくことは妥当性があると考え。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  施策立案を進めていく上で、社会情勢やニーズを的確に把握できるよう、努めてまいります。</p>	—
7	<p>今回の緑化率の軽減について、企業の敷地活用に対しての自由度が増し、大型設備投資の可能性が広がるものとする。また、千葉市臨海部の企業</p>	<p>ご意見ありがとうございます。  頂いたご意見を参考に、市内経済活性化に向けた施策立案に努めてまいります。</p>	—

	の発展や企業立地の促進にも繋がるものとする。		
8	新たな生産設備の導入や建物の老朽化等、工場再生の際に緑地率の緩和は大きな影響があると考えており、条例の改正に期待している。	ご意見ありがとうございます。	—
9	緑地率の緩和は、今後の設備投資増加の機会を広げるものとなる。よって、当改正案を支持する。	ご意見ありがとうございます。	—
10	現状に即した内容だと考える。また、工場立地法が事業主に対してメリットがあるのであれば、工場が増える可能性が期待でき、それにより千葉市の税収が増え、われわれ千葉市民にとっても意義があるものと思われる。	ご意見ありがとうございます。 施策立案を進めていく上で、社会情勢やニーズを的確に把握できるよう、努めてまいります。	—
11	日本の企業がグローバル競争にさらされ、厳しい経営環境にさらされていることは理解できるものの、生産の効率化のためになぜ緑地率の緩和が必要なのかがよく分からない。京葉臨海コンビナート地域の全体としての動きという点は理解できるものの、企業がなぜ緑地率を削減することが必要なのかが記載されている文章からは読み取れない。 企業がなぜ緑地率の緩和を希望しているのか、なぜ緑地率の緩和がグローバル競争の強化につながるのかが分からないと、千葉市工場立地法地域準則条例の改正（案）についての判断ができない。	ご意見ありがとうございます。 平成9年時の工場立地法における法改正（地域準則の制定）による緑地率の緩和は、老朽化工場の建て替えに対する支障となっている等の指摘が各方面からなされた事が理由であり、生産の効率化等、追加投資を行う際に緑地率の確保が障壁となるケースがございます。工場立地法は、工場立地が環境等の保全を図りつつ推進されることを実現するための法律で、その趣旨は尊重されるべきですが、一方で、立地や追加投資の障壁を除去できるよう企業の負担軽減に取り組み、雇用の確保・創出を促し、市内経済の活性化を図り税収を確保することも重要でございますので、ご理解下さる様、お願い申し上げます。	—
12	新港地区は企業活動にとり立地がよく、緑地面積率の緩和は敷地の有効利用を図ることができ、新たな設備投資の可能性を高めることになると考える。また、食品製造においては、安全確保に努めるなか、鳥・虫等の集まる可能性がある樹木が減ることで、よ	ご意見ありがとうございます。 頂いたご意見を参考に、市内経済活性化に向けた施策立案に努めてまいります。	—

	リリスクの低減につながると考える。		
13	緑地率の緩和は、各企業にとって新たな設備投資等を積極的に進められるとともに、地区の活性化が図られるため、是非改正をして頂きたいと考える。	ご意見ありがとうございます。	—

修正欄の表示：意見を反映して修正した＝有 反映済みのため修正なし＝済 反映しないため修正なし＝無

※ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約または分割して掲載させていただきましたので、ご了承ください。